一般会計等財務書類における注記

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産は原則として取得原価により計上しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ　昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券

該当なし

②　満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの

該当なし

イ　市場価格のないもの

取得原価

③　出資金

ア　市場価格のあるもの

該当なし

イ　市場価格のないもの

出資金額

⑶　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

①　徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ当会計年度の期間に対応する部分（12 月から 5 月までの6か月間）を計上しています。

③　退職手当引当金

財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額及び前年度に自己都合により退職した者に支給した基本額・調整額から算出した金額の合計に退職手当組合への積立（不足）額を足した金額を算出しています。この額と前年度算出した退職手当引当金との差額を計上しています。

⑸　リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引は除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑹　資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑺　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

②　資本的支出と修繕費の区分

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で100万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2　重要な会計方針の変更等

⑴　会計方針の変更

該当なし

⑵　表示方法の変更

該当なし

⑶　資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3　重要な後発事象

⑴　主要な業務の改廃

該当なし

⑵　組織・機構の大幅な変更

DX推進部を市長公室に名称変更しました。

⑶　地方財政制度の大幅な変更

該当なし

⑷　重大な災害等の発生

該当なし

4　偶発債務

係争中の訴訟

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

5　追加情報

⑴　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、診療所事業特別会計、霊苑事業特別会計

②　一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異なし

③　地方自治法第 235 条の5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④　各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

⑵　貸借対照表に係る事項

①　減価償却累計額　189,921百万円

事業用資産	82,489百万円
インフラ資産	100,467百万円
物品	6,965百万円

② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

③ 基金借入金（繰替運用）残高

債券購入等準備金を含む　　2,800百万円

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　　31,466百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模　　27,321百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　6,072百万円

将来負担額　　81,242百万円

充当可能基金額　　21,535百万円

特定財源見込額　　392百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　　56,345百万円

⑶ 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

⑷ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑸　資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支　　4,437百万円

②　既存の決算情報との関連性

（百万円）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	50,967	49,339
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	322	295
繰越金に伴う差額	△1,460	―
会計間の繰入・繰出の相殺消去	△180	△180
資金収支計算書	49,649	49,454

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（診療所事業特別会計、霊苑事業特別会計）の分だけ相違します。また、この会計間での繰入・繰出について相殺消去しているため、差額が生じています。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

④　重要な非資金取引

該当なし

⑹　過年度数値の修正

過年度の一般会計等の徴収不能引当金において過剰の計上があり、その修正を行っています。